

第2回鳥取市障がい者施策推進協議会（令和7年2月5日）

（太田障がい福祉課課長補佐） はい、それでは定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回鳥取市障がい者施策推進協議会を開催いたします。私、鳥取市障がい福祉課の太田と申します。よろしくお願ひいたします。最初に欠席の委員さんの御報告ですが、まだ2名ほど遅れていますが、後ほど来られるかと思います。事前に御連絡のあった委員さんとしましては、資料2の出欠のところに、1ページに欠としておりますけども、河内委員さんと山根委員さんより事前に御欠席の連絡がありました。加えて本日急遽、御都合によりまして、田村委員さん、小谷喜典委員さん、四宮委員さんの3名の方から御欠席の連絡をいただいております。

次に配布資料の確認をさせていただきます。本日配布させていただいている資料が4点ありますと、上から順番に座席表、次が吉田委員様からの事前の質問の用紙となっておりまして、その後、チラシが2種類、お配りさせていただいている資料一式と障がい者計画等の以前にお配りしております冊子も御一緒に持参していただくよう御案内しておりましたけども、皆さんお揃いでどうか。大丈夫でしょうか。

すみません。最初に1か所、資料の訂正箇所お願いしたいと思います。資料は事前に郵送させていただきましたこちらの59ページまである表ですけども、議事録を最後のほうにつけさせていただいているけども58ページ、58ページの田渕委員さんの御発言の3行目に、ケアバンクの話がありましたねと記録しておりますけど、こちらすみません。ピアバンクの誤りでした。各自、修正をお願いします。大変失礼いたしました。

前回もお願いさせていただきましたが、後で議事録を作成する関係で、御発言の前に所属とお名前を名乗っていただいてから御発言をいただいたらと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは開会に当たりまして、障がい福祉課長より御挨拶申し上げます。

（枠谷障がい福祉課長） はい。皆さん改めましてこんにちは。鳥取市障がい福祉課長の枠谷と申します。本日は大変足元の悪い中、また、皆様お忙しい中、令和6年度第2回鳥取市障がい者施策推進協議会に御出席くださいまして誠にありがとうございます。また、皆様には平素より本市障がい福祉施策の推進に多大なる御理解・御協力をいただいておりのこと、この場をお借りして厚く感謝を申し上げます。

さて、この施策推進協議会ですけども、本年度は9月に第1回目を開催をさせていただきまして、本市の障がいのある方の状況、また、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の実施状況、また、それらに関連する事業について、皆様からの御意見をいただいたところでございます。本日は今年度の事業の実績もまとまりつつあり、また、来年度予算の要求内容も固まりつつある状況にございますので、その辺りを、また各担当のほうから御説明させていただきまして、御意見を頂けたらなと考えております。また、皆様からの御意見をいただきながら事業の推進・改善を図っていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではありますが、以上で挨拶と代えさせていただきます。

（太田障がい福祉課課長補佐） はい、そうしますと以降の進行につきましては、協議会設置要綱の規定によりまして会長に議長をお願いしたいと思います。田中会長、よろしくお願ひいたします。

ます。

（田中会長） はい。皆さん、御出席いただきありがとうございます。昨日から大変な雪が降っておりまして、北陸に比べれば幸いにもという程度なのかもしれませんけども、それぞれの分野で、対策に当たっている皆さんに本当に感謝とお見舞いを申し上げたいと思います。さて、先ほどありましたように、この会議は新しく改定された計画が走り出した初年度として、9月に続いて2回目の会議ということです。この計画がしっかりと執行されるようにしっかりとチェックしていくというのがこの協議会の役割かなと思っております。

先ほどありましたように実績とともに、次年度の予算要求ベースということだと思いますけども、計画が上がっておりますので、しっかりと皆様のこれに対する御意見を頂戴したいと思いますので、積極的な御発言をよろしくお願ひいたします。

それでは座って進めさせていただきたいと思います。最初に協議・報告事項の1番目ですね。第7期鳥取市障がい福祉計画の実施状況及び第3期鳥取市障がい児福祉計画の実施状況について資料1になりますけども、説明のほうよろしくお願ひいたします。

（前岡自立支援係長） 失礼します。協議・報告事項の（1）の第7期鳥取市障がい福祉計画の実施状況及び第3期鳥取市障がい児福祉計画の実施状況について御説明させていただきます。まず、最初に、第7期の鳥取市障がい福祉計画の実施状況につきましては、私、前岡のほうが説明させていただきます。その後、第3期の鳥取市障がい児福祉計画の実施状況については引き続き中村のほうが御説明させていただきます。

それではページは4ページ目を御覧ください。第7期鳥取市障がい福祉計画の実施状況ということで載せさせていただいております。第7期鳥取市障がい福祉計画は令和6年、7年、8年と3年間の計画として目標数値を立てさせていただきまして、それによって実績等確認させていただきながら評価・検証していただく流れになっております。第7期の計画で策定させていただいた成果目標としては大きく6つの目標を設定しております。まず、4ページ目の①を見ていただきますと、施設入所者の地域生活の移行ということで載せさせていただいております。今の段階での令和6年度の実績見込みといたしましては、地域生活への移行者数、施設からの移行になりますが、1人ということで上げさせていただいております。このお一人の方につきましては、施設からグループホームに移行が進んだ方になっております。

続きまして施設の入所者数の削減見込みにつきましては、19人の削減ということで339人から19人の削減ということで、現在320人の見込み数値となっております。入所者数につきましては、高齢化のほうも進んでおりまして、施設の地域移行はなかなか進んでいない状況ではありますけども、改めて施設のほうにも協議会を通じまして来年度、施設移行の内容についての説明であるとか、施設の中の状況とか、数年前もアンケートはさせていただいているんですが、具体的にちょっと取組内容についてお聞きしながら、相談支援専門員とともに、移行を進めていける方の確認をしながら、来年度以降、重点的に取組をさらに進めていきたいと考えております。

②の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、第6期までは会議の場の開催回数等関係者の参加人数等を載せているのみでしたが、今回の目標につきましては、改めて各障害福祉サービスの成果目標値を設定させていただくことになっております。その結果

いたしましては、協議の場につきましては1回の開催の予定と、あと、参加者数23人、それぞれの精神障がいの方に関わるサービスの数値の実績数値を載せさせていただいております。達成状況は目標数値に比べますと、まだ達成値が少ない状況でございますけども、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進ということで、各関係機関と連携を深めながら来年度以降も進めていきます。

③ですけども、地域生活拠点等における機能の充実ということで、令和2年より、地域生活支援拠点等の整備に係るコーディネーターを配置させていただいて、地域生活支援等整備部会を開催しております。最近では月に1回程度運営状況の確認等させていただきまして、その流れに基づきながら、安心して地域で生活していくために、必要なサービスを提供できる体制の構築を進めている状況でございます。

続きまして、5ページ目を見ていただきますと、④の福祉施設から一般就労への移行ということで載せさせていただいております。一般就労への移行者は令和6年度につきましては、就労移行、就労継続支援A型、就労継続支援B型とそれぞれ合わせた人数で行きますと、年間17人の見込みとなっておりまして、目標数値につきましては達成できていない状況ではありますが、近年、就労移行の支援事業の移行者がゼロだったというところから考えますと、ここの部分で行きますと3名ということで、就労移行支援事業所につきましても事業所自体も増えている状況でありますので、就労移行の支援事業につきましては移行者は今後増えていくものでないかと考えております。

就労移行支援事業就労者の割合50%につきましては、就労移行支援事業所が現在3事業所ありますけども、達成率がまだどの事業所も達成できていない状況ではありますが、個別に事業所ごとで見ていきますと、各事業所がそれあと1人程度増えていけばそれどこかの事業所が達成できる状況ではあった状況でした。就労定着支援事業につきましては、事業所自体が昨年度まではありませんでしたが、今年度は1事業所増えたことによりまして、今、利用者が4名となっています。就労定着率につきましては現在利用している状況でございますので、今後、年度が進んで行きますと、就労定着率の割合も測定できる状況になっていくかと思います。今後とも福祉・労働・教育等の関係機関、企業との連携を一層強化させていただきながら、障がいの適正に応じた就労を促進していく必要があるかと考えております。

⑤相談支援体制の充実・強化等につきましては、平成27年度より鳥取市基幹相談支援センターを設置しております、個別に事業所訪問などを行うなどして、総合的・専門的な相談支援事業を実施しているところです。また、人材育成を図っていくために、地域の相談支援事業者を対象とした研修会、事例検討会の開催、地域の相談機関との連携の強化を図っていくために自立支援協議会等で部会等を行っている状況でございます。回数のほうはまた見ていただけたらと思います。

⑥障害福祉サービス等の質の向上ということで、県の実施する障害福祉サービスに係る研修について、市町村職員に対して実施する研修への鳥取市の障がい福祉課、我々職員が参加するようしているんですけども、今年度その参加人数が5人ということで載せさせていただいていますとのと、併せて、障害福祉サービス事業者との情報共有を行っている状況なんんですけども、そ

れにつきましては指導監査室のほうの集団指導であるとか、その中で障がい福祉課も各サービス事業所からの請求につきまして、この辺りがよく間違える項目であるとか、そういういたところを分析させていただきながら、情報共有を各事業所と年1回させていただいている状況でございます。

続きまして各サービスの見込量の関係になってきますけども、訪問系サービスのほう見ていただきますと、障がいのある人が地域で安心して生活していくために、ホームヘルプ等の訪問系サービスといいますのが、在宅生活を支えていく上での中心的な役割を担っている状況でございます。在宅の自立した生活を希望する障がいのある人の増加であるとか、入所施設や精神科病院からの地域移行の推進、介護者の高齢化などによる利用者及び利用時間が増大しております、訪問系サービスの需要が大きくなっているところです。ただ、近年、各居宅介護系の事業所のヘルパーの数も高齢化に伴いまして、不足感がありましてなかなか需要ニーズに伴う供給が今後、難しくなってくるのではないかというところが懸念されている状況でございます。その辺りの対策のも今後検討していく必要があるのかなと考えております。

続きまして7ページ目を見ていただきますと、日中活動系サービスということで載せさせていただいております。障がいのある人が日常を過ごす日中活動系サービスにつきましては、利用が増加していますし、体制整備をさらに深めていく必要があります。短期入所につきましては実績が増えている状況でございますし、自立訓練であるとか、就労Aにつきましては事業者の新規参入がなかなか進まない状況がございます。就労Bにつきましては、それに対しまして事業所も少しずつ増えているということと、利用者増が傾向にあります。就労定着支援につきましては、事業所がない状況であったのが、先ほど説明させていただいたように、令和6年度につきましては1事業所増えている状況でありますので、今後、実績等も増えていくのかと考えております。今後につきましても、障がいのある人の生活の質を維持しながら日中を過ごす場所が必要かと考えております。

続きまして(4)の居住系サービスですけども、グループホームの利用者の方も増えている状況でございますが、障がいのある人が地域で安心して生活していくための受皿として居住系サービスのさらなる充実が必要となってきます。家族から自立して地域で生活していくため、また、入所施設や精神科病院からの地域移行のためにもグループホームの住まいの確保が必要になってきます。近年につきましても、グループホームの棟数も少しずつではありますが増えている状況でございます。今後さらにグループホーム等開設したい事業者の問合せ等も指導監査室に来ている状況でございますので、今後グループホームの定数なり事業所も増えてくるのではないかと考えている状況でございます。

続きまして8ページ目の相談支援につきましては、地域移行支援であるとか、地域定着支援につきましては利用者や家族さんの情報提供や医療機関などの関係機関との連携方法でありますとか、緊急時の対応など、課題解決に向けて自立支援協議会で協議を行っております。また、支援体制の強化を図る必要があるかと考えております。計画相談につきましては、ほぼ利用したいという利用者さんの方につきましては、相談支援専門員がついて計画策定を行っている状況でございます。

続きまして地域生活支援事業の見込量になります。相談支援事業につきましては、相談件数、7事業所あるんですけども、3万件程度の件数を毎年実績でいただいております。なかなか各委託の事業所も件数が多い状況でありますし、また、それによって計画相談等も入ってくる状況も出てくる状況でありますので、なかなか相談支援事業も大変な作業になってきてているとお伺いしております。

成年後見人制度の支援事業であるとか、成年後見人制度利用支援事業については、共に見込量を下回っている状況でございます。意思疎通支援事業につきましては、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業における対応件数は見込量を下回っているものもありますけども、前年度と比べましたら見込量として上げていますが、実績数値を単年度と比較しまして増えている状況でございます。手話奉仕員の養成事業については横ばいの状況、日中一時支援事業については、見込量を下回っている状況でございます。私のほうの説明は以上になります。

(中村知的障害者福祉司) では、続きまして障がい福祉課の中村といいます。第3期鳥取市障がい児福祉計画の実施状況について説明します。計画目標に対しての令和6年度の実績見込みについては、障がい児支援の提供体制の整備について、児童発達支援センターの設置は1か所以前からありますけれども、機能の充実を図っています。障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制についても会議とかのときに内容を充実するように意識して検討を進めています。主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保ですけれども、児童発達支援事業所と放課後等デイサービスの事業所は同じ事業所ですけども、2か所ずつあります。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置ですけれども、鳥取市地域自立支援協議会の医療的ケア児等支援ワーキングを開催しており、コアメンバーでの打合せも何度もしていて、少しずつですけれども、内容の充実を図っていっております。医療的ケア児等コーディネーターの配置のほうですけれども、鳥取県のほうで2月に研修が終わりまして人数を聞いたところが69人、今、鳥取市内におられます。

次に障がい児通所支援等の見込量に対する令和6年度実績見込みですけれども、児童発達支援のほうが利用者数は93人、延べ利用が844人です。放課後等デイサービスのほうは415人利用者数があつて、延べ5,299人、毎日、平日や土曜日とかも利用されております。

保育所等訪問支援のほうは26人で、延べ31日利用されています。月に1回の人や、2回の人があります。居宅訪問型児童発達支援のほうは2人が月に2日とか、3日とかということで延べ5人になります。障害児相談支援のほうは、相談支援事業所のほうに計画を立てていただいているのは150人おられます。以上です。

(田中会長) はい、説明をいただきました。以上でよろしいですかね。はい。それぞれ説明をいただきましたけれども、委員の皆様から質問なり、御意見なりありましたらよろしくお願いいいたします。いかがでしょうか。でしたら、田渕委員お願いします。

(田渕委員) 失礼します。精神障がい者家族会の田渕です。よろしくお願いします。4ページの精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、これ再考していただいている、大変ありがとうございます。これ、もう少し地域移行で定着、生活援助、ちょっとこの辺の幾らかは

聞いた覚えはあるんですけど、もう少し定義をきちんと教えていただければありがたいと思います。

(田中会長) 事務局、よろしいですか。

(前岡自立支援係長) 失礼します。地域移行支援、地域定着支援等が項目として載せさせていただいておりますのは、障害福祉サービスのほうを精神の障がい者の方が月にどれぐらい利用されているかというところで示させていただいております。地域移行支援といいますのが、病院からの地域への移行に際して、障害福祉サービスを使って体験であるとか、グループホームの体験とか、そういうものを相談支援専門員さんが一緒にあって地域移行を進めるサービスでございます。近年、障害福祉サービスを使わずに病院から地域のほうに移行されている方もいますし、こういった格好で、今、実績として載せさせていただいているのは具体的に障害福祉サービスを利用して、病院のほうから地域移行された、サービスを利用して移行された方の人数を載せさせていただいております。

それに伴いまして、地域で暮らしていくためにはグループホームの共同生活援助というんですけども、そういうところがどのくらいの方が、精神の方が利用されているのかなというところで、地域でグループホームの精神の方、利用されている方の人数を載せさせていただいていますし、また、地域の中で暮らしていくために、自立生活援助と言いますのが、暮らしていく中での悩み事とか、そういうものを相談支援専門員さんに相談されたりして、そういうところで地域でうまく暮らしていくためにサポートしていくような福祉のサービスでございますし、そういう地域で自立して暮らしていくための訓練というのも障害福祉サービスとしてあるので、そういう項目の一覧を載せさせていただくことで、病院からの移行であるとか、精神の方が地域の中でどういった暮らしをされているのかというところの福祉サービスの視点からの数字を載せさせていただいている状況でございます。

(田渕委員) いや、お尋ねしたのは、この定着の経緯、それから地域での自立生活援助の中で、この定着とは何を指して定着というのかお尋ねしたわけです。この自立訓練とか、これ細分化してあるわけでして、その中身、経緯、どういう括りなのか、もう少し教えてほしいんですが。今まで地域移行というだけの項目で、それで一括して何人、計画何人、達成率何人、そういう標記の仕方だったんです、今まで。

先ほど、おっしゃっていました、障がい者の地域移行、これは病院からだという話でしたね、この地域の定着、あれをどのくらいの期間を指して定着というのか、それから共同生活グループホーム、今、おっしゃいました。それから障がい者の自立生活援助、これは地域に帰って一人暮らしをしておるというそういう意味ですかね。

(前岡自立支援係長) そうですね。自立に向けた生活していく上でいろいろ困り事であるとか、そういう相談を、

(田渕委員) 定着とは、これ何を指して定着というんですかね。病院から地域に来た。

(前岡自立支援係長) はい。居宅であるとか、そこで単身等でもし生活することになったときに、

(田渕委員) その定着の定義です。これ細分化された1つの定義を教えていただきたいわけで

すが。いわゆるさっき申ししたように、地域移行、退院促進、これだけの括りで計画何人、達成率何人という表記だったですね。これを、今4つも5つも細分化されていましたね。

(前岡自立支援係長) それはサービスごとで、

(田渕委員) ですから、その定義を教えてください。その分けた中身の括りを。

(前岡自立支援係長) ですので、定着支援といいますのが、家での単身等で生活しているときに、家で引き続き暮らしていけるように、緊急事態等起こったときに相談できるような体制を組んでいくというのが地域の定着の支援のサービスになっております。

(田渕委員) これは親との同居という前提の話なんですか。

(前岡自立支援係長) 単身等ということです。

(田渕委員) 単身、じゃあ、さっきやるって言いました自立生活支援、これも単身とおっしゃいましたね。これ、違いがあるんですか。先ほど障がい者の自立生活援助、これは単身とおっしゃいましたよね。今のその地域定着、これも単身だとおっしゃいました、これ親との同居なのか、4ページの表を見てお尋ねしているんですけどね。

(前岡自立支援係長) そうですね、自立生活援助が一人暮らしに必要な理解であるとか、生活力を担っていくために、相談員さんのほうが定期的な訪問であるとか、随時の相談に必要な支援を行っていくっていう内容になっております。

(田渕委員) もう少し端的に教えてください。障がい者の自立支援の援助、これはさっき一人暮らしの人だとおっしゃいましたね。

(前岡自立支援係長) 一人暮らしをしていく上で、生活のほうを、1人で暮らしていくために、なかなか最初は大変なので、そこをみんなのために相談員が入って相談を受けたりとか、あとはそういったところでの支援を行っていくという。

(田渕委員) いや、親との同居の場合は、どこに当てはまるんですか。地域に移行した場合にね、一人暮らしの場合もあるでしょうし、親との同居もあるでしょうし。

(前岡自立支援係長) 親との同居になりますと、その場合は御家族による支援が見込めなかつたりすることになりますと、一人暮らしと同じようにみなしてそういったこと支援に入っていることもあります。

(田渕委員) 何か、おっしゃることが何か曖昧ですね。

(田中会長) ちょっとよろしいでしょうか。質問がそれぞれ回答と重なって聞きづらくなっていますので、用語の定義ということなので、また、どの用語についてということでピックアップしていただいて、また改めてその部分については、それぞれ文書かなんかで回答をいただくということでおいかかでしょう。

(田渕委員) はい。

(田中会長) よろしいですか。はい、じゃあ。

(田渕委員) しかし、これ、皆さんの関心があると思いますよ。

(田中会長) はい。ということで、よろしくお願いいいたします。ほかには、市村さんですかね、はい、どうぞ。

(市村委員) すみません。公募委員の市村です。先ほど田渕委員のちょっとつながりになるか

もしれませんけども、地域移行と定着支援、いわゆる病院から地域に移行するというのが中心的なものかと思うんですが、その後に来るのが定着支援ということになりますか。そうとも限らないかもしだれんので、会長さんが言われるように、後ほどの回答に回したほうがいいのかもしれません。

(前岡自立支援係長) 具体的なイメージはそういったイメージで正しいかと思いますけども、そういった状況で地域定着支援が使えると言えるのかという、個別な具体的な内容になってくる。

(市村委員) 特に期間とかが示されているとか、ということも含めて、じゃあ、後ほど。

(前岡自立支援係長) そうですね。詳しい中身になってきますと。

(市村委員) それとちょっと1つ、先ほどの説明の中でお聞きしたいなと思ったのは、障害福祉のサービスを利用せずに移行の場合があると。

(前岡自立支援係長) それは。

(市村委員) それはどういうケースですか。

(前岡自立支援係長) 病院から出られて、すぐにグループホームに入られたりとか、その地域移行の体系のサービスとかを、特に地域移行サービスを使わずに、そのまま病院から退院されて、例えばグループホームに入られたりとか、こういうイメージのことです。

(市村委員) なるほど。いや、グループホームも障害福祉サービスとすれば、それも利用せずに移行する方法があるのかなと思ったものですから。

(前岡自立支援係長) そういうわけじゃなくて、地域移行のサービスを使わずにという意味は、そういう意味です。

(市村委員) 分かりました。ありがとうございました。

(田中会長) ほかにはございませんでしょうか。

(小谷委員) はい。

(田中会長) どうぞ。

(小谷委員) 西地域の鹿野かちみ園の園長の小谷といいます。よろしくお願ひします。質問ではなくて、実態でございます。4ページのところで施設入所者の削減、当鹿野かちみ園も昨年4月は62名だったんですけども、今55名。ただ、それは地域移行じゃございません。なぜかというと、当初63歳ぐらいの入所者の平均だったんですけども、この7名というのはほぼほぼお亡くなりになったか、あるいは他施設、あるいは病院にそのままというのですで、地域移行は基本的に1つも進んでないというのが実態でございます。それは年齢のこともございます。鳥取市の方に言ってもしようがないところがあるんですけども、要は65歳超えると、どこかということになると高齢者施設になるものですから、変更移動できませんし、それで鹿野かちみ園というのは、御存知でないかもしれませんけど、知的障がい者更生施設な物ですから、生活施設の場として建てられた関係もあって、そこでは医療ケアというものがほぼほぼないと思ってもらったほうがいいだろうと。

そうすると、高齢になれば、健常者の方でも当然医療にかかってくるということになれば、濃厚なケア、透析なんか当然無理でございますし、喀痰吸引も担当する看護婦はいますけども、常時というふうになると、本当にそれでいいのかというふうになると、医療的にケアが多くなれば

なるほど、あと、同じ法人で言えば友愛寮であるとか、あるいは中部のヴェルヴェチアいうようなところにしか行きようがない。でも、年齢が高くなるとそこもどうだろうかという話になると、なかなかグループホームを増やしても、それから施設のバリエーション増やしてもなかなか伸びてこない。施設のバリエーションはもともと、もうこれ以上施設は増えないと思いますので、知識がなくて申し訳ないんですけど、日中活動、日中の支援のグループホームというのは、鳥取市のはうにはありましたか。ずっとグループホームというのは中抜けのサービスのものですから、とすると、やっぱりそういったところの施設ではないけども、グループホームでも一定のサービスを行えるようなところを設置していただかないと、なかなか地域移行が進まないんじゃないかなという意見と、実態がそうなってるということだけを御紹介させていただいたということで、決して答えは要りません。はい。

(田中会長) はい、小谷委員さんから御意見いただきましたけども、どうですか、事務局の何かありますか。

(前岡自立支援係長) そうですね、日中支援型のグループホームは今、鳥取にはない状況でございます。

(小谷委員) 県全体でないんですね、多分。

(前岡自立支援係長) 県全体ではあります。

(小谷委員) 西のほう。

(前岡自立支援係長) はい。西のほうはあるんですけども、ただ、事業者のはうで今後ちょっと検討したいというところは何件か出てきておりますので、今後計画されて、建設のはうに向かわれる事業者も出てくるのではないかと考えております。

(小谷委員) 多分、グループホームへの地域移行となると、多分そちらのはうに行くのが何か当たり前といいますか、やりやすいのかなという感覚は持っているものですから、

(前岡自立支援係長) そうですね、選択肢の1つとして。

(小谷委員) そのようにお願いしたいと思います。

(田中会長) はい、ありがとうございました。ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(大谷副会長) では、私から、いいですか。すみません。あまりここの席でしゃべるのはよくないかなといつも思ってるんですけど。すみません。地域移行、難しいですね、とってもね。入所の関係なので、ちょっとまた説明というか、今、入所をしている方々に取ったりして、それで本人さんか御家族に移行したいかどうかという調査をやりなさいという国の指針が全て出ていると思うんですけども、それをどの程度把握されているか分からないですけども、地域移行が、私も一方でいいとは思ってはいない部分もあるので、それぞれの方に合わせた生活空間というのは大事だと思いますので、日中型と言えば、結局入所施設のちっちゃいような形にもなり得てしまう部分もあるので、何とも言えない部分あるんですけども、そういうデータというのは一応お持ちでしようか。

(前岡自立支援係長) そうですね、各施設にアンケート等はさせていただいている状況ではありますけども、個別にこの方というような、さらに詳しい深掘りした内容というのは、今そこま

でのものは、こちらのほうは把握していませんけども、言われますように、このたびの報酬改定でそういった内容も出てきたことを踏まえまして、来年度につきましては、さらにちょっと各施設のほうともやり取りをしながら、そういった報酬改定を踏まえた内容につきましても、さらに個別にそのケースごとの深掘り等させていただく中で、地域移行に向け、重点的に進めていければなと考えているところです。

(大谷副会長) というのは、多分、かちみさんの方も、国の調査には協力されて、報告はされて、厚労省さんの方には報告されていると思うんですけども、なかなか数字を6割ぐらいは行きたい、行きたくないみたいな、いろいろあるみたいな、その移行先の問題もあるので、一概には言えないんだけど、ただ、あと待機者の関係とそのバランス的なものがどのようにマッチしてくるのかなということ。ちょっと市町村さんの方で、今後考えてほしいなとは思っておりまして、ぜひとも各入所施設さんの方の情報、そういうのも共有されて、それと待機されている方とのいろんなバランスをちょっと取っていただいて、マッチングしていただければいいかなと思いますので、お願いいいたします。

(前岡自立支援係長) 承知しました。

(田中会長) はい、そうしますと、その辺りもまた含めて検討していただくということでおろしくお願ひしたいと思います。ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。はい。そうしますと2つ目の議題になります、令和7年度鳥取市障がい者計画に関わる主要な事業についてということで事務局より説明をお願いいたします。

(太田障がい福祉課課長補佐) はい。失礼します。障がい福祉課の太田です。それでは議題の2の令和7年度鳥取市障がい者計画に関わる主要な事業についてという、配布資料につきましては11ページからになります。こちらの資料について御説明させていただきます。鳥取市障がい者計画の9つの基本方針別に事業を分類した資料となっております。こちらに関しましては、障がい者計画に関する各課に照会をかけておりまして、来年度実施事業について取りまとめをしております。こちらに関しましては、各課が行う当初予算要求額としておりますので、実際に予算化される際には金額が異なるものも出てくるかと思われますので、その点は御了解いただけたらと思います。

また、資料説明につきましては、本日出席しております障がい福祉課に加えまして、地域福祉課、こども発達支援センター、心の健康支援室の所管する部分についての説明のみとさせていただきますので、御了承いただけたらと思います。それでは障がい福祉課で所管する事業のところですけども、こちら幾つかありますけども、記載の事業全て継続の事業となっております。前回の第1回の令和6年9月5日に開催しました第1回の施策推進協議会におきまして大方の事業の説明させていただいている関係もありまして、本日は令和6年度の予算額との増加額が大きいものであったり、変更点があるものに絞って計6項目について説明させていただきます。

まず、そうしますと11ページの1番、相談支援事業費についてです。令和7年度当初予算要求額は1億2,503万円となっております。こちらも令和6年度に継ぎまして、基幹相談支援事業所1か所、相談員2名と相談支援事業所7事業所、相談員20名に事業を委託するものです。金額は令和6年度と比較しまして増加が66万円と、増加額としましては大きくないんですけども、変更点

としましては、従来、指定相談支援事業所と同様としておりました、基幹相談支援事業所の人件費につきまして、見直しをしておるところです。触法ケースといった法律に違反した刑務所から出てこられたようなケースであったりとか、そういう困難なケースの対応件数が近年増加しているということであったり、基幹相談支援事業所のほうで相談支援事業所への支援であったりとか、本市が行っています自立支援協議会の運営補助といった、ほかの事業所とは異なる業務内容をしていただいておりますので、その辺りを勘案しまして単価をアップしております。

次の 12 ページの 6 番の重症心身障がい児者等日中支援事業費についてです。こちら、令和 7 年度当初予算要求額は 6,359 万 5,000 円となっております。こちら重症心身障がい児者等の日中活動の場における支援の充実を図りまして、より地域で生活する内容にすることを目的として、重症心身障がい児者等の受入れを行う事業所に助成するというものです。令和 7 年度予算に関しましては、生活介護が 14 事業所、14 事業所のうち、医療的ケアに対応する事業所がそのうち 4 事業所あります。そのほか、放課後等デイサービス事業所が 10 か所と短期入所の事業所が 1 か所となっております。実利用者数の見込みにつきましては、令和 6 年度よりも 8 人増える見込みで 171 人を見込んでおりまして、延べの利用者数はですね、令和 6 年度より 545 人／日増えると見込みまして、延べ利用者数は 1 万 5,424 人／日と見込んでおります。

続きましてページをちょっと飛びまして 17 ページ、17 ページの 21 番の日中一時支援事業費についてです。こちらは令和 7 年度当初予算要求額が 3,032 万 4,000 円となっておりまして、令和 6 年度と比べますと 2,035 万 4,000 円の増の要求額としております。この事業は障がいのある人を介護する家族のレスパイト、休息が、保護者の就労支援することを目的に、居宅介護事業所等において日中一時預かりサービスを行うものとなっております。令和 7 年度の予算要求額が大幅に増加している要因としましては、令和 6 年度報酬改定があったんですけども、そちらのほうで放課後等デイサービスの基本報酬が、従来の 1 日幾らという単位、といった単位から支援の提供時間によって 3 つの区分となりまして、学校の休業日は最長 5 時間と定義されたことによりまして、学校が夏休み等長期休暇になる際に、支援時間が長時間に及ぶこととなることから、放課後等デイサービスだけの支援提供時間では不足するとして、併せて日中一時支援事業に取り組む事業所が増加するものと想定して予算要求をしております。

次に同じページの 2 つ下、23 番国民健康保険団体連合会負担金等です。そちらは令和 7 年度当初予算要求額としましては、56 億 1,990 万 3,000 円となっておりまして、令和 6 年度と比べますと 5 億 2,220 万 7,000 円の増額の要求としております。この事業は障害者総合支援法に係る障害福祉サービスの実績等として、居宅介護などの介護給付費とか、自立訓練などの訓練等給付費、サービス利用計画費などについて鳥取県国民健康保険連合会を経由して事業所へ支払を行っているものです。これにつきまして金額、件数とも年々増加しております、増加している要因としましては居宅介護だったり、生活介護だったり、就労継続支援 B 型等の利用の増加によるところとなっております。

はい。次に、ページは 19 ページの 30 番の国民健康保険団体連合会負担金の（障がい児対象分）ですけれども、こちら令和 7 年度の当初予算要求額は 9 億 5,840 万 1,000 円となっておりまして、令和 6 年度と比べますと 1 億 1,282 万 6,000 円の増となっております。この事業は先ほどの大人

のサービスに対しまして、児のサービスに係る国保連への支払と、事業所への支払となっております。こちらも年々金額と件数等増えております。増えている要因としましては共働きの世帯が増えてきたといった社会的な生活環境の変化であったりとか、事業所も増えてきておりますので、そういうたった利用が増えてきているであったりとか、乳幼児の健診であったり、発達相談における障がいの早期発見であるとか、関係機関と連携した支援体制が整ってきたことによるものと考えております。

最後になりますけども、飛びまして 27 ページ、27 ページの一番上、2 番のコミュニケーション支援事業費、27 ページの 2 番コミュニケーション支援事業費ですけども、令和 7 年度当初予算要求額は 4,079 万 5,000 円となっておりまして、令和 6 年度と比べますと 539 万 1,000 円の増となっております。この事業は聴覚障がいのある人であったり、視覚障がいのある人、失語症の方を対象としてコミュニケーションのための支援を行うものとしております。市役所の 1 階の障がい福祉課に 1 名、さわやか会館に 2 名、鳥取県東部聴覚障害者支援センターに 3 名の手話通訳者を配置しております、聴覚障がいのある人からの相談や取次ぎ、電話での通訳等に対応しております。

また、鳥取県東部聴覚障害者センターに委託をして、聴覚障がいのある人からの依頼に基づきまして、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行ったりとか、手話通訳者の裾野を広げるために、手話通訳奉仕員を養成するために講習等行っているものです。増額した要因としましては、鳥取県下での伝達手話通訳システム導入に係る本市の分担金と、団体派遣の通訳者の報酬の増額改定によるところとなっております。障がい福祉課の所管部分の説明は以上でとなります。

(山内地域福祉課長) はい。失礼いたします。地域福祉課の山内と申します。私のほうからはページを 1 つ戻っていただきまして、26 ページⅢ番安全・安心の中の 1 番と 2 番について御説明をさせていただきます。まず、1 番の避難行動要支援者支援制度普及促進事業費でございます。こちらにつきましては、本日配布の 1 枚チラシを入れておりますので、また、そちらのほうを御覧になっていただきたいと思います。事業の概要を簡単に説明いたしますと、障がいのある方や要介護高齢者など、災害時に避難に対して支援が必要な方を登録し、地域での支え合い体制を構築する避難行動要支援者支援制度の普及・啓発を行うものでございます。また、避難に支援を必要とする方に身近な福祉専門職、ケアマネージャーさんであったり、相談支援専門員さん、こういった方による個別避難計画の作成を進めるということにしておりまして、それぞれ 5、6、7 年度の予算額を計上しておりますが、これは個別避難計画を専門員さんに委託をして作成されたものをお支払いするといったような経費を含んでおります。

金額のほうが年々極端に減っているということなんですけども、実はこの 5 年度の当初予算額は、この福祉専門職に委託をしようということで必要な件数が大体 700 件ぐらいいるんじゃないかなということで予算取りましたけども、結果的には、実績は 38 件しかできなかつたということで、年度の途中だったということもあるんですけども、そういうたったような実績になっております。令和 6 年度もやっぱり 500 件ぐらいはせんといけんじやないかと思って予算要求計上したんですけども、この 1 月末現在で、まだ 39 件ということの状況になっております。ただ、この協力いただける法人数は令和 5 年度が 20 法人だったのが、本年度 24 法人ということで、協力いただける事

業所さん、法人さんも若干ではあるけども増えているという状況でございます。そういったことを踏まえて、令和7年度は少し現実味を帯びた件数分ということで、今現在50件を見込んでおりますが、これは当然協力いただける法人さんとか増えて、件数も増えれば当然補正対応というようなことでしたいなと考えている事業でございます。

続きまして2番のわが町支え愛活動支援事業補助金でございます。これについても少しチラシを1枚入れさせていただいておりますので、また御覧になっていただきたいと思います。この事業の概要は、町内会、集落単位で取り組む支え愛マップづくりを通じて、災害時の要支援者の避難体制であるとか、平常時の見守り体制の構築を支援するという旨でございまして、取組をされたそういった町内会に対して市社協と共同で補助をしていくという事業でございます。金額的にはそうさほど多くございませんし、この実績が令和5年度、実は1件しかございませんでした。令和6年度も現在まだ実績ゼロとなっております。

ただ、この6年度に実施を予定しておられたところは、どうも来年度のほうでやるということで、どうも7年度のほうは相当件数が出るではないかという見込みもちょっとあります、これにつきましても現計予算で足りなければ当然補正対応をするというようなことで向かいたいというふうに考えております。地域福祉課からは以上でございます。

(平戸こども発達支援センター所長) 失礼します。こども発達支援センター平戸と申します。こども発達支援センターでは、主に乳幼児期から18歳までのお子様を中心に障がいの有無にかかわらず、発達上の困難を抱えるお子様への発達相談ですとか、特別支援教育に係る教育相談を主に担っている部署でございます。では、説明資料21ページのほう御覧ください。38、39、40の各事業でございますが、保育園等やお子様の発達相談をはじめとして、保護者と子どもの理解を深めるための専門職員の配置ですとか、年齢ごとに小集団による療育的な活動を行っているというところで3事業、そこに掲げております。

特に38番の児童発達支援事業費でございます。主にそこに書いてございますような相談業務を行っている職員が発達支援コーディネーター3名を配置させていただいて、保育や療育の相談をお受けしているものでございます。また、ほかの職員としても心理士にも依頼を行っており、報酬等もそこに計上しているものでございます。令和7年度当初予算要求額は1,212万7,000円でございます。

続きまして41番でございます。若草学園の管理運営費ということで、これは児童発達支援センター若草学園におきます児童発達支援の事業としまして、施設の管理運営費になっております。この若草学園では毎日30名の幼児さんが通園されておりまして、そこで療育を実施しているものでございます。令和7年度の当初予算要求額は5,458万8,000円計上しております。

続きまして22ページ42番でございます。障がい児等地域療育支援事業費でございますが、これも若草学園で行っています。主に外来療育という形で、在宅にいらっしゃる方、あるいは園等に通っていらっしゃるお子様で、支援の必要な幼児さんが週1回程度通いながら療育や相談を行っているものになってございます。令和7年度の当初予算要求額692万6,000円を計上させていただいております。そしてその下が新規ということになります。若草学園改築に係る事業費でございます。若草学園ですが、昭和37年に設置された施設でございます。昭和62年に改築、そ

して平成5年には一部増築していたところでございますが、老朽化に加えまして療育に対するニーズに対応できるだけの構造上の課題等ございまして、指摘もされていたところでございます。このたび、より安心、安全な療育環境を整備するために次年度より改修に向けて基本設計ですか、工事に係る調査費等を計上しているものでございます。令和7年度の当初予算要求額は2,472万8,000円になっております。

そして、あと、もう1つ御説明させていただきます。ページ31ページを御覧ください。3としまして、インクルーシブ教育システム推進事業費でございます。これは支援の必要な児童の小学校の入学前から就学に対する相談機会を増やしまして、適切な情報提供を図れるよう就学相談員2名配置をし、早期からの切れ目のない支援の充実を目指しております。また、次年度は入学後の学校の校内支援学級の充実にも向けた相談員の配置を考えております。発達に悩む児童生徒の発達理解を促す取組を行いたいと考えております。令和7年度の当初予算要求額は966万6,000円でございます。こども発達支援センターは以上です。

(玉川心の健康支援室長) 失礼いたします。保健所心の健康支援室玉川と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうからは精神疾患・精神障がいのある方、また、家族の方への相談支援を中心とした保健事業を行っております内容について、御説明させていただきます。ページは、23ページの5～25ページの15までになります。所管の担当しております2事業について御説明させていただきます。24ページの9、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業についてです。令和7年度当初予算要求額としましては327万1,000円としております。この事業は東部圏域の精神科医療機関、サービス事業所、医療・保健・福祉の関係者等との連携により、精神障がいのある人を対象とした地域包括ケアシステムの構築を図るためのものです。

内容ですけども、精神疾患があり当事者であるピアソーターさんに関する事業、例えば研修、会議、あと、ピアソーター活動への支援などを相談支援事業所サマーハウスのほうに委託して実施しております。また、令和4年度から高等学校の教科書に、保健体育の教科書に精神疾患の予防と回復の内容が入りましたが、その授業に保健所がピアソーターとともに参画しております、令和5年度は1校1クラスでの実施でしたが、今年度は3月までの予定も含め、5校実施しております。来年度は今年度実施しない高等学校への実施する予定としておりますので、ピアソーターさんの講師料を計上しております、先ほどのとおりとなっております。

もう1つが13番、25ページになります。精神障がい者地域移行・地域定着支援事業費28万1,000円としております。この事業は精神科病院入院患者とボランティアとの交流の場を提供するなど、長期入院患者の退院意欲を高め、地域移行を推進するというような事業になります。具体的には精神科病院に保健所保健師が出向き、病棟での患者学習会をしております。その学習会ではピアソーターさんにも来ていただき、地域に帰ったときに、実際にこんなふうな生活になるんですよというお話をしたり、長期入院患者さんの質問に答えたり情報交換もしております。また、今年度から新規事業としまして、地域で暮らす精神疾患をお持ちの方へ支援者（具体的にはサービス事業所、保健師等）家庭訪問をする際に、一緒にピアソーターさんに同行訪問していただき、当事者の目線で地域の中での生活のお困り事とか、病気への不安などについて傾聴したり、ピアソーターさんから体験を伝えていただいたりというような事業をしております。この予算が増

となっております。以上となります。

(田中会長) はい、ありがとうございました。障がい者計画に関わる令和7年度の予算要求額とその考え方ということで、それぞれ御説明をいただきました。皆様から御意見、御質問いただく前に、吉田委員から事前に質問をいただいておりますので、これに対する回答からちょっと御説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。お手元に1枚もののペーパーがあると思いますのでそちらを御覧ください。

(玉川心の健康支援室長) 担当課の心の健康支援室玉川のほうから御回答させていただきます。1番、精神保健福祉法が改正され、令和6年度4月から入院者訪問支援事業が実施されています。この事業の対象者、実施主体、事業の内容について、また、本市における県との連携体制及び実施状況についてという内容についてですが、実施主体は鳥取県ということになります。対象者としては、精神科病院に入院している患者のうち、原則として家族等との音信がなく、市町村同意による入院した医療保護入院の患者様ということになります。

あと、それ以外にも外部との交流を促進するための支援を要するものとして、都道府県知事が適当と認める方ということになります。内容が、この対象の方に、入院している患者様に対して入院者訪問支援員や都道府県知事が厚生労働省で定めるところにより行う研修を終了したものうち、都道府県知事が選任したものということになるんですけども、その方が、訪問支援員が患者さんの求めに応じて病院に訪問して、当事者の方の患者さんの話を誠実に熱心に聞くほか、身内の生活に関する相談、必要な情報の提供等を行う事業をするものです。

この入院者訪問支援員さんに求められる役割としては、患者さんの話をよく傾聴することであるとか、あと、様々な患者さんの思いを受け止めて、長期入院となっている方の孤独感、自尊心の低下を軽減させることとか、あと、日常的な困り事などの相談を受けるというような役割があります。あとは、県との連携体制というところなんんですけども、来年度から鳥取県が入院者訪問支援員さんの養成研修について計画をしております。その後の実際の事業実施に向けてのところにつきましては、県と連携を取りながら計画段階というところです。以上となります。

(田中会長) よろしいでしょうか。

(吉田委員) 質問した公募委員の吉田でございます。全部をお答えいただいてから、また1つずつ求めるのも、再度質問するのもどうかと思いまして、1つずつ区切らせていただき、改めて御質問させていただきまけども、この入院者訪問支援事業ができた背景というのは、医療保護入院の、そういう非自発的入院ですね、本人同意が得られない入院ですよね、それで、家族の同意が得られない場合、市町村長の同意によっても医療保護入院ができるという基点が新たに設けられたのとセットでこれはできたような制度だと私は認識しているんですけども、何を言わんかとすると、医療保護入院であるとか、措置入院の患者さんというのは長期の入院がそういう傾向にあると、そういうものを解消していこうということで本人の意向を聞きつつ、地域移行に向けた社会資源なり、そういうものを紹介していくという制度だと思っているんです。という意味で、入院患者の方の接触は県のほうの方がやられるかもしれませんけども、市町村としてはそれを受け入れる地域、資源をどのように開拓し提供していくかというような、役割を担うことがあるんじゃないかなと思って御質問させていただいたところなんんですけども、そのようなことはな

いでしょうかいかがでしょう。

(玉川心の健康支援室長) ありがとうございます。この辺りからだと思うんですけど、市町村同意という同意で医療保護入院という法律上の制度につきましては、以前からあるものです。けども、本市では市町村同意で入院された医療保護入院された方は御家族や親族の方がいらっしゃいませんので、入院されてすぐに保健所の保健師のほうもお会いして、その方にとて入院中不都合のことはないか等、病院へ訪問をする等、連携を取らせてもらうようにしております。

(吉田委員) 私の説明が悪かったです。すみません。市町村同意、前からあったかもしれませんけども、そうであって、家族間、家族がいらっしゃるけども、家族間の意見調整が整わなかつた場合でも市町村同意で医療保護入院ができるというふうに変わったはずなんんですけど、違いますか。

(玉川心の健康支援室長) そうですね、今まで市町村同意に関しましては、本当に家族さん、親族さんがおられないか、または音信不通というようなことが明らかな方が対象でしたが、令和6年4月からの法改正で同意も不同意もしないというような内容が入りました。ですので、関わりがないというような方もおられると思います。

(田中会長) はい、どうぞ、よろしいです。

(吉田委員) そういう意味で、なかなか地域での受入れが難しい方っていうふうにも言い換えられると思うんです。そういう方でも地域に受入れてもらえるように、そういう支援員の方が入って調整して、入院される方の気持ちを汲み取り、地域と調整をしていくっていうような、そういう流れになっているんじゃないかな、その同意が得られないから即、医療保護入院っていうようなちょっと厳しい、国連の勧告から言ったら、WHOだったかの勧告から言ったら、ちょっと逆行するような非自発的入院を促進するような格好になってるんで、その辺の補う意味で、調整役というところでこういう制度ができたと思っているんですけども、そういう意味で、市町村がそういう同意ができるにしても、きちんとまた、地域のほうに帰っていただける体制を整えるという、今度、新たな役割が担わせされることになったんじゃないかなということ、そういう意味でお尋ねしたところなんんですけども、いかがでしょうか。

(玉川心の健康支援室長) ありがとうございます。鳥取市としましても、この入院者訪問支援事業について前向きに検討中でして、まずは訪問の支援員さんを養成しないといけないということで、東部・中部・西部、足並みそろえて研修を持てるよう進めているところです。

(田中会長) はい。

(吉田委員) すみません。何度も申し訳ないです。私の所属している精神保健福祉士の協会でもこの事業については、かなり関心を持っていまして、今週の土曜日は岡山県の県精神福祉士協会がこの事業について、地方から講師を招いて勉強会をする予定をしています。私もズームのオンラインの事業ですけども、それに参加しようと思っています。非常に注目していますんで、今後とも御配慮よろしくお願ひします。以上です。

(玉川心の健康支援室長) ありがとうございます。

(田中会長) はい、今後ね、事例も積み重なってくることもあるかなと思いますので、吉田委員からね、いただいたものについて、私からも、しっかり環境整備なり、体制整備なりもよろし

く御検討のほうをお願いしたいと思います。2番目の基幹相談支援センターについてお願いします。

(前岡自立支援係長) 失礼します。相談支援機関の対応の件数なんですけども、精神の方の人数で言いますと、令和5年度ですと2,740人相談を受けているという状況でございます。これは相談、一般の何でも相談を受けている7つの事業所がございまして、そこの集計の数字でございます。それで、相談の内容につきましては、やはり不安を持たれて電話して来られる、何でも気になったら電話して来られるような内容になっていまして、それがメインでかけて来られる傾向があるのかなという状況で聞いております、各事業所さんには。ただ、その中では、お金の関係の話も出てきたりとか、就労であるとか、住まいの話とかっていうところも出てくる状況ではあります。

それで、その中でどういう格好で、ただ単に不安っていうところが主に件数としては多いですけども、そういったところを酌み取ってどういうふうな形でその次の段階に対応していくかっていうところ考えていく必要があるかなと思っております。

(田中会長) よろしいですか。はい、どうぞ、吉田さん。

(吉田委員) ありがとうございます。私はこの質問で言わんとするところが、高齢者問題なら高齢者問題、生活困窮問題なら生活困窮問題というふうに单一の問題で困り事を持っていらっしゃる方はそんなにいないだろうと、何だかメンタルヘルスの問題が絡んでいるであろうと、そういう困り事の問題っていうのは、複雑・複合的な問題であるということも御認識いただけたらそれで、ありがたいなと思っています。以上です。

(田中会長) はい、そうしますと、次の3番目ですね、お願いします。

(山内地域福祉課長) はい。失礼します。地域福祉課の山内でございます。3点目については、重層的支援体制整備事業というようなことの中での対応のお尋ねだらうと思います。まず、鳥取市、今、本市ではこの地域福祉推進計画というのを次期7年度からの計画、今、ちょうど策定中でございます。その中でこういった重層的支援体制整備事業というもの、実施計画も包含する形で、今、策定中でございます。この地域共生社会の実現というのは、この地域福祉推進理念とされておりまして、そのために包括的な支援体制の整備を図るということが市町村の義務、努力義務というふうにもなっております。それで、こういった包括的支援体制を図るために、整備を図るために重層的支援体制整備事業というものが施策として位置づけられているというふうに考えております。吉田委員さんおっしゃっていただいているように、この相談支援、参加支援、地域づくり、この3つの層が重なり合い、リンクし合いながら、よりよいそういった地域共生社会を目指していくということで取組を進めたいと思っております。

地域共生社会っていうのは、高齢者だとか、障がい者とか、子どもだとか、そういった制度や分野の縦割りを超えて、あるいは支えて、受けてという関係を超えて地域住民の地域の対応の主体が我が子として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に生きて、社会だとかいうふうに考えておりますので、当然、精神障がいの方の対応・施策についても、こういった中で取り組んでいくべきだろう、ものであるというふうに考えております。以上でございます。

(田中会長) はい、よろしいですか。はい。じゃあ、次の地域包括支援システムに関するもの

ですね、はい、お願ひします。

(山内地域福祉課長) はい。引き続いて地域福祉課の山内でございます。お尋ねの精神障がいの方にも対応した地域包括システムということでお尋ねをいただいております。まず、今、精神障がい者の方の何とかセンターという、いわゆるセンター課というのは今ございません。それで、例に出していただいている地域包括支援センター、これはもともと介護保険の分野で始まった地域包括支援センターなんですけども、今、この地域包括支援センターはあらゆる世代、あらゆる相談を受けるセンターとして機能がもう変わってきております。

今現在、鳥取市のほうはいわゆる法人さんほうに委託ということで、地域包括支援センター10か所あるんですけども、ここでも、障がい者の問題とか、高齢者介護だけとか、そういうことでなくて、いろんな問題を受けるセンターとして機能しておるということでございますので、例えば、ちょっと御提案いただいておりますこういった包括支援システムを中学校区ごとにつくるというんではなくて、相談したい方がいらっしゃればどんな問題、課題になっても御自身が行きやすいと思われる地域包括支援センターでもよろしいですし、地域福祉相談センターでもいいですし、そういった、いわゆる最初にありました断らない相談支援ということで、まず、一旦そこで受け止めて、そこから専門機関につないでいくというような体制で、いわゆる地域包括システムっていうものを機能させていきたいというふうに考えております。

(田中会長) はい、どうぞ。

(吉田委員) ありがとうございます。今のお答えによる今の、従来の地域包括システムも包括支援センターも、既に精神障がいのある方の御相談にも乗るし、その地域生活の定着に向けた支援をしていくというふうに捉えてよろしいでしょうか。

(山内地域福祉課長) はい。地域福祉課山内でございます。その市民っていう意味でいけば、例えば、実際に事業所でやっているような、先ほどから話に出ます定着支援であるとか、移行支援とか、そういうものを直接やると、支援をやるっていうのではなくて、あくまで相談の窓口ということで、そこから必要な相談事業所につないだりとか、はい。そういうふうな考え方であります。

(吉田委員) はい。すみません。公募委員の吉田です。はい。ありがとうございます。少なくとも相談支援のところはここで受け止めていただけるというところで、はい。社会福祉法に定められた支援会議、これは鳥取市でも立ち上がっていて、それ、もし立ち上がっているとしたら支援会議っていうのは、守秘義務がかけられていて、当事者の方の了解を得なくとも相談についてチームワーク組んで対応していくっていうことはできると思うんですけども、そういうことを利用していただければ、なかなか障がいのある方が困っていますっていうのはなかなか敷居が高いところがあるので、いわゆるインボランタリーな当事者ということになるんで、そういう方の意見を、状況を把握して支援に結びつけていくっていうことができれば、とこのそういう精神障がいの対応をした地域包括システムというような特別なものをつくるんじゃなくって、従来にあるものを活用しながら、それをどんどんと裾野を広げていくっていうような構築の仕方をしていっていただけたらなというような思いで、この質問をさせていただいたところです。

そのほうが、何か新しいものをつくるっていうことになるとちょっと時間がかかりそうな、私、

印象があるので、今あるものをどんどん充実させていくという視点でいっていただきたいなと思いますけども、まず、1つそれと、ちょっと質問とずれるかもしれませんけども、この包括システム、これを中心にして支援体制って、相談体制を築いていただきたいなど。今、地域福祉計画を見ますと、公民館等中心としたってなっているんで、これはなかなか難儀ではないかなと思っています。公民館職員にこういう相談支援システムの窓口になるというのは、守秘義務の関係とか、プライバシーの関係もあって、それをまた、福祉のほうの知識も、専門知識もないところに集められてもちょっと途方に暮れるんじゃないかなというふうに思っています。そういう意味で、今あるそのシステムのほうを充実するっていうことで、考えていただけたらありがたいなと思っています。以上です。

(田中会長) はい、それではそういった御意見ということで、伺いさせていただいてよろしいですかね。

(吉田委員) はい。

(田中会長) ちょっと時間が迫ってまいりましたけども、この予算要求ベースのものについて皆さんの御意見、質問等いただきたいと思います。いかがでしょう。何かございませんか。

(稻田委員) はい。すみません。鳥取市の自治連合会副会長の稻田と申します。先ほどからいろいろな説明の中で、地域移行というような話が出て、当然ですが、精神医療、あるいは身体障がいがある方々が、この地元でその普通に、すごく昔風に言うと人間らしい生活をするというようなそういういたいイメージで地域移行っていうのを考えているんですけども、ところが、私ども地域住民にとっては、やっぱり今、吉田さんが言われたように、かなりハードルが高い実は身体障がいのある方、もちろん精神障がいのある方、そういう方々がどういう経過でどうなって、どうして、今、これから何を望んでおられるのか、例えば、そういうことがよく分かっていないというのが正直なところでございます。

それで、この計画の中ありますいわゆるコーディネーター役、各それぞれの鳥取市あるいは各町におかれコーディネーターの人数というのは、配置人数を増やせばいいというものだけではないと思いますけども、その辺りのコーディネーター役の方々、そういう施設を運営する皆さんと我々地域の住民との接点っていうのがどうもこの計画の中でよく見えてこないのですが、その辺りはいかがでしょうか。それともう1つは、障がい福祉のほうで、これ26ページでしたか、緊急通報体制の整備事業費が僅か3万円って書いてあります。恐らくそういうニーズがないのかどうかっていうのは分かりませんけども、今どきこういうシステムで3万円というのがどういう根拠でこれは数字が出されたのかと思って、この2つをちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

(田中会長) はい、2点ですね。コーディネーターの人数、そして地域との接点をどんなふうにという御質問と、あと、26ページの緊急通報体制ですね。

(前岡自立支援係長) コーディネーターっていうのは精神のところ。

(稻田委員) はい。もともとこの福祉計画の実施状況の中で、地域生活支援の充実の中でコーディネーターの配置人数っていうのがありますね、票の中に、下のほうに。

(前岡自立支援係長) 2ページの。

(稻田委員) そうです、そうです。

(前岡自立支援係長) 失礼します。地域生活支援拠点の関係のコーディネーターの関係なんですが、鳥取市に1名配置させていただいておりまして、その方が個別に動くっていうことではなくて、一応、上の司令塔として各相談支援事業所なり、各事業所なりが福祉関係のものである中で、その中でサービスを利用されている利用者さんが地域で暮らしていくために、例えば、一人暮らしをしたいとか、そういった格好になったときに、いろんな施設がある中で体験をする関係のコーディネーター役を担って、サービスを受けとられる利用者さんなんで、相談支援専門員さんもついている状況ではあるんですけども、それと、コーディネーターさんが一緒に体験をしたりとか、あとは急に親御さんと生活している中で、急に親御さんが倒れてお一人になったときに、例えば、緊急で短期入所とか、入所しないといけないような状況になったときに、そういうときにも既にサービスを利用されてる利用者さんなどで、相談員がついて対応するような格好になるんですけども、その際に相談員さんのほうが施設のどこがいいかなっていう困ったときにこの施設が比較的空いているよとか、コーディネーター役になって、後方支援をするような内容のコーディネートとして1名置いているという状況でございます。

コーディネートとはちょっと違う話ですけども、障がい福祉の分野でいいますと、もう既に介護の分野ではもう既に行われているんですけども、グループホーム、鳥取市内でも幾つも存在してはいるんですけども、地域との接点の中で、なかなかその辺り、例えば避難訓練をする際は地元においては一緒に避難訓練をしたりする状況であったりもするかもしれませんけども、なかなか地元の方がグループホームってどういう格好で皆さん生活しているのかなというところがなかなか分からぬ状況があるかなというところもありましたので、年に、来年度から必須の事業にはなってくるんですけども、各グループホームの事業所さんが地元の区長さんであるとか、自治会長さんの関係を招かせていただきまして、会議を開かせていただいて、グループホームの施設がこんな状況でありますよとか、グループホームってこんな形で、みんなで生活してますよとか、そういうふうなものが分かるように施設見学であるとか、体験のほうさせてもらって内部紹介とかさせてもらうような流れを組ませていただく予定にしております。

既に介護のほうの分野におきましては同じようなことで、もう既に先行してやられてる状況であるかと思いますけども、後を追いつくような形で障がいのあるグループホームにつきましても、そういった展開のほう、地元と連携しながら展開していくことを考えている状況でございます。

(田中会長) はい。緊急通報体制ですね、

(森本障がい福祉課主幹) はい。障がい福祉課の森本です。緊急通報体制整備事業費について御質問いただきました。この制度なんですけど、障がい福祉課で担っておりますのが一人暮らしの重度障がい者の方が御自宅で何か緊急のとき、体調のこととか、あるいは防犯のこととか、緊急に困られた際に専用ボタンを設置しております、通報するとアルソック、警備会社が駆けつけるというようなサービスでございます。このサービスなんんですけど、まず、重度障がい者であり一人暮らし、あるいは重度の障がい者の御世帯ということで、希望の世帯、御希望があられる方からの申請で、もちろん自己負担、利用者の負担というのはあるんですけど、一部をこの制度で市のほうが補助しているというようなものです。

それで、この制度は障がい者って、今、申し上げましたけど、高齢者も同じように、高齢者世帯・障がい者世帯で2つ同時にしておりますと、65才以上なりますと高齢のほうに引き継ぐというような形で継続して利用をしていただいております。3万ということできちんと金額はということでしたけど、これ、今1人、1名の利用ということで、実績に基づいて支援しているというものですございます。以上です。

(田中会長) はい、よろしいでしょうか。はい。

(稻田委員) はい。分りました。ありがとうございます。

(田中会長) はい、その他、はい、じゃ、田渕委員どうぞ。

(田渕委員) 精神障がい者家族会の田渕です。よろしくお願ひします。今までいろんな話が出ておりますけどね。実際任にあたる皆さんというのはほとんど変わってないんですね。実際プレーヤーとして、そういう障がいに携わる方は。ずっとこのここのとこもね、我々のほうがアウトリーチから始まって、アフターアウトリーチ、そして重層的とか、地域包括ケアシステムとか、最近はにも包括とかね、やたらと看板が変わるんですね。だけど、実際は中身はそういった市に直接携わっておられる方というの、もう、皆、決まった縦割りの中の組織で、それから市町村を中心としたそういう方が中心だと思うわけです。それで、私も何回もこういった提案をしたるんだけども。この司令塔ですね、これ全体を本当に今どうなつるんか、どこに支援が必要なのか、そういうことが適格にやっぱり考えれるところがこれ絶対必要だと思うんですけどね。国も県もいろいろなことを考えて、もう1つ、私が気がつくことでは、引きこもり対策、これはまた、今、県が何か旗を振っていますね、もう一度実態調査をするとか、それから孤立・孤独対策、これも県が何か大きな看板を上げてやっています。

だけど、実際はもう皆、現場の市町村であり、現在、既存の組織の縦割りの中でこういうことが実施なさつとるというようなことで、みんなが好き勝手なことを、好き勝手というのはちょっと言葉がよくないです。いろんなことでこれはと思って計画はなされるでしょうけど、実際のその現場は本当にこういったものは十分消化されるとんかな、そして最終的に市民・県民がそのとおりやって、きっちり恩恵を受けておられるだろうかというところで非常に不安に思うわけですね。ですから、我々の会合の中でも、毎年看板が変わるんです、看板だけはね。だけど、中身をよく見るとそんなに変わってないんですね、中身はね。そんなことは必要なんかないように思うんですけど、この司令塔をつくるということを改めて提案申し上げたいと思います。いかがでしょうか。

(田中会長) はい、ありがとうございました。いかがでしょう、司令塔はどこかです。

(枠谷障がい福祉課長) はい。障がい福祉課の枠谷です。田渕委員さんが言われたように、それぞれ、専門家というか、病院のソーシャルワーカーさんですか、医療の従事者の方。また、相談支援専門員の方、ケアマネの方とか、いろいろなところでそれぞれの専門家が散らばっているという状況があります。それぞれのところで、まず相談を受けた場合に、それがまたいろんな分野に関わるということが多々あるというところでございまして、そこで重層的支援体制というのがこれで生まれたというところになります。これは先ほど山内が申しましたとおり、それぞれの縦割りを排して、それぞれに関わる方、それぞれの専門家が集まってその方の支援を行っていく

ということになります。

なので、関わっている方はお一人お一人あると思いますけども、その関わっている方がそれぞれまた分野を越えて、それぞれの専門家とつながって、それぞれの役割の中で、その方の一番適切な支援を考えていくという体制を、今、取っているということになります。以上です。

(田渕委員) 言葉を返すようですが、この重層的は令和4年度から国が手挙げ方式で募集して始めた事業だと思っておりますけどね、県下では米子市が一番最初でしたね。そして、昨年度なんかは、ある東部の町ですけど、これは、我々、町も手を挙げたよと、どうされるんですか、ちょっと言葉はよくないですけど、予算をもらうためにこれは手を挙げたと、やることは一緒だと、こういう具合におっしゃる東部の町長さんがあるんですね。

ですから、現場ではそれぞれとらまえ方、考え方、そして現場にあったようなその制度・政策の使い方、そういったものを良識しておられると思うんですけど、中身です。当事者、本当に市民や県民がその制度・政策によってきちっと恩恵を受けるように、そして司令塔といいますかね、どこが担うのか、一次的のものなのか、二次的なものなのか、そういったことをもう一度、ある意味面倒くさいですね、これ、その組織って、そういうものをつくるまでは、だけど、つくれて、作り上げてしまえば、これはかなりスムーズに行くじゃないかなという。今いろんな縦割りの中で大分力のロスがあるじゃないかなと、いわゆる私、感覚的な言い方ですけど感じております。

(田中会長) はい、ありがとうございます。福祉の政策より、重要な部分かなと思っています。重層だとか、包括だとか、行政だとかいろいろありますけども、以前よりも、それぞれ個別縦割りだったものが、それぞれ横断的・複合的に支援が受けられる体制にしていくというのは、やっぱり我々の使命かなと思っておりますので、その辺りもよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御質問、御意見等ございませんか。いかがでしょう。はい。ないようでしたらこの2つの議題については以上とさせていただきまして、その他に移らせていただきたいと思いますけども、マイクのほうは、進行のほうは事務局に返させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(折谷障がい福祉課長) はい。委員長、どうもありがとうございました。そうしましたらその他というところで1件、前回9月5日の会議の中で、吉田委員さんから御質問、御指摘をいただいておった案件について御回答できたらと思います。協議会資料39ページの辺りのところになります。特別支援学級の支援員の人材不足についての御意見でした。相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所の職員の経験者ですね。そういった方からの人材確保策が検討できないかというところで、まず、支援員さんのほうがスムーズに確保できていないことと、加えて、より理解ある支援員が確保できないかというような御指摘だったと思います。

御意見を受けて教育委員会のほうに学校教育課のほうに、現在の状況の確認を行ってきました。スクールソーシャルワーカーさん、週30時間勤務の支援員さんと19時間勤務の支援員さんがいらっしゃるというところで、今年度、令和6年度では30時間の支援員さんが30名で、19時間の支援員さんが40名という配置ということです。やはりスムーズに人材が確保できている状況ではないと、特に19時間の支援員さんの確保には苦慮されているということでございました。

近隣のハローワークはもちろん、校長先生などの人脈、つてで探しておられるという状況も聞いております。こちらとしましては、学校教育課のほうにはそういった形で特定の学校での支援員が見つからない状況があるということであれば、例えば相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所の経験のある方、確かに適任ではあると思いますので、現職の方はなかなか難しいとは思いますけども、退職された方とか、いい人材であれば福祉部局からも推薦できるかもしれないということで伝えております。

また、現在は、保育所等の訪問支援というサービスがございまして、保育所、保育園だけでなく学校現場に訪問支援員が訪問すると、対象事業さんも集団生活の状況を確認して教員も含めて支援会議を行って検討していくというようなものもございまして、福祉と教育の連携も進んでおるというところでございますので、まずはそういった顔の見える関係化も進んでいけば、また、人材の確保、人材確保のほうにも通じていくのではないかなと考えておるところでございます。以上でございます。

(吉田委員) 一言だけ。聞いていただいてありがとうございます。また、より一層連携が深まるをお願いしてお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

(太田障がい福祉課課長補佐) はい。事務局の太田です。私のはうから御案内といいますか、現委員の皆様の任期が今年の5月末で終わりまして、次回の委員改選について、年度が改まりましたら各団体に推薦依頼をかけさせていただきたいと思いますので、また御協力のほうよろしくお願ひいたします。公募委員の募集につきましては、市報の4月号に載せる予定としておりますので、また、よろしければ御応募いただけたらなと思っていますので、そちらも見ていただけたらと思います。そのほか、駐車券の処理機まだお済みのない方は事務局の者に申し出ていただけたら駐車券を出しますのでよろしくお願ひいたします。では、そうしますと。

(吉田委員) ちょっと僕からいいですか。

(太田障がい福祉課課長補佐) どうぞ。

(吉田委員) すみません。最後だということですので、私から言うのも僭越ですけども、この会議をうまく舵を取っていただきまして、会長と副会長様には大変お世話になりました。ありがとうございました。大変勉強になる会議を催していただきましてありがとうございました。お礼申し上げます。

(田渕委員) 終ってから申し訳ないです。全部ICレコードほう、文字起こしをしている中で、45ページですね、しまいのほうの作業所等の指導監査の享受を進めておりますと。これはどのように進めておられるんか、一番、これは作業所の運営の中で一番必要なことだと思っておりますので、これ、今日は回答ができないわけですが、このね、今後、検討しますとか、協議しとるとか、そういう括りで終った回答が、それで、終わっちゃって、次の会議に、先回ここにあった問題はこうですと、そういう回答から会議を始めていただければよりありがたいと思うわけですね、享受をこれから進めますと、それで終わっちゃるとんんですね、どのように協議になったか、どうなったかということをまた教えていただければありがたいです。今日、時間がありませんので。

(枠谷障がい福祉課長) はい。ありがとうございます。田渕委員さんの御意見はもっともだと

思います。議事起こしが完了した段階で、これから進めますとか、検討しますといった内容につきましては、その時点でまた皆様には進捗を御報告しながら会議のほう進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

(太田障がい福祉課課長補佐) そのほか、よろしいでしょうか。皆さん、2年間の任期、昨年の障がい者計画等策定委員会から引き続きまして、今年度は障がい者施策推進協議会として、大変お世話になりました。また、引き続き来年度以降もお世話になると思いますけれども、よろしくお願ひいたします。そうしますと、本日の協議会は以上で閉会といたします。皆様、議事進行に御協力ありがとうございました。